

第5回千曲市景観審議会
議 事 録

平成28年11月17日

千曲市景観審議会

第5回千曲市景観審議会 議事録

◎課長

本日、委員の皆様には大変お忙しいところ、定刻ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、第5回千曲市景観審議会を開催いたします。

私は、都市計画課長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

会の前に、本日報告の中で説明いたします、新庁舎建設室と鹿島建設の職員が同席しますので、ご了承だけいただきたいと思ひます。

それでは、はじめに、本審議会会長であります木村様より招集のあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎会長

本日は、第5回千曲市景観審議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。会長を仰せつかっております、木村です。会長になって初めての審議会です。この審議会、なかなか開かれない審議会です、平成21年から始まっているんですが、やっと5回なんです。

どこの市町村でも景観に関してはいろいろ話題になって、いろいろ問題もあるかと思ひます。おそらく千曲市でも、いろいろ検討しなければならない問題も多いんじゃないかと思ひますが、今日、ご案内にありますように、報告が主体でありますけども、その報告の中でも様々な問題、千曲市の景観計画も平成21年にできてから、それについて重点地区の選定ですとか、それも変わっておりませんし、やらなければならないことがかなりあるんじゃないかなと思ひます。そのようなことも、報告の中で議論していただいて、進めていただけたらと思ひております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎課長

続きまして、千曲市長 岡田昭雄よりあいさつを申し上げます。

◎市長

こんにちは。景観審議会、今、木村先生からお話があったようにですね、なかなか開催できなくて大変申し訳ありません。今回メンバーもですね、大きく変わっていると思うのですが、皆様それぞれ関心の高い方に集まっていたきまして、開催できたのはよかったですと思ひております。

今、千曲市もですね、稲荷山の伝建の整備、そして姨捨の棚田、景観の場所と

してはですね、すごく注目を浴びているかなと思っております。まさに、まちづくり全体は景観と言っても間違いではないかなという意味合いを持っているわけです。今、トランスウィート四季島という一泊 30 数万円の電車が姨捨に停まりますけども、これもですね、やはり姨捨に停まるというのは、あの景観が素晴らしいということで停まるわけでありまして、そういった意味では、景観というのは人を引き寄せ、心安らぐ場所になるのかなと思います。千曲市まだまだそういった景観を洗練する要素がたくさんありますので、皆様方のご意見をお聞きしながら、これからどういった景観のいいまちをつくっていくか、まちづくりの戦略の一つの大きな柱として、考えていかなければならないかなと思います。

市は2年間かけて、歴史的風致維持向上計画の認可をいただきました。これは、歴史的価値のある施設、あるいは人々の生業といったものをですね、維持継承していこうという計画でありますけども、2年間大変苦勞して認可をいただきました。ようやくですね、その歴史的風致維持向上計画ができたことによって、姨捨の一带をですね、日本遺産にしたいなと思っておりまして、すでに文化庁との協議を開始しております。国は全国で東京オリンピックまでに 100 箇所の日本遺産を作るということで、もうすでに 20 数か所認定になっていますが、第2の募集が始まっておりまして、そのような中で進めていったらどうかなと思っている次第であります。

いずれにしても景観の話はですね、今木村先生の話にあったようにですね、今日新庁舎のほうも見ていただくような計画でありますけども、景観に配慮した新庁舎ということで、今日そういった話もあるかと思いますが、皆様方のご意見を頂戴しながらですね、進めていけたらいいかなと思っております。

今日はお忙しい中、貴重な時間を割いていただきまして、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

◎課長

ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(市長 退席)

ここで、委員の出席状況をご報告いたします。本日の欠席は佐々木邦博委員、藤居良夫委員、田仲稔委員、黒岩綾子委員、久保甲委員、島田克彦委員、の 6 名であります。千曲市美しいまちづくり景観条例第 33 条第 2 項の規定により、過半数の委員の方が出席されていますので、会議が成立したことをご報告いたします。ここで、私の方から、事務局の紹介をさせていただきます。

建設部長小根澤でございます。
都市計画課計画係長洞田でございます。
計画係安藤でございます。
同じく計画係湯本でございます。
よろしくお願いいたします。

さて、今回の景観審議会は、会長の挨拶にもございましたように、審議案件はございません。「景観計画区域内行為届出状況の報告」と「景観計画」の見直し、太陽光発電施設に係る「千曲市美しいまちづくり景観条例施行規則」の一部改正について、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

- ・「第5回千曲市景観審議会会議次第」
- ・「千曲市景観審議会委員名簿」
- ・「資料1 景観計画区域内行為（変更）届出書 一覧表」
- ・「資料2 千曲市美しいまちづくり景観条例施行規則の一部を改正する規則」
- ・「資料3 新庁舎及び体育館の計画図」

以上ご確認いただけましたでしょうか。

それでは、議事に入らせて頂きますが、議事の進行は、規定により会長があたることになっておりますので、進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

◎会長

それでは進めさせていただきます。まず、最初に議事の（1）景観計画区域内行為届出状況の報告について、事務局から報告をお願いします。

◎事務局

計画係の洞田のほうから報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

議事（1）景観計画区域内行為届出状況の報告でございますが、ご案内のとおり、「千曲市美しいまちづくり景観条例」では、建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更、あるいは土地の形質の変更などの行為をしようとするときは、景観法に基づき、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければなりません。

資料1をご覧ください。この資料はですね、平成27年度から平成28年度10月末日までの届出をまとめたものでございますが、昨年の審議会の時に平成27年度分の半分くらいご報告しましたがその残り、今年度の10月末日までの報告をま

とめてあります。

届出件数は、平成 27 年度 25 件、平成 28 年度は 10 月末日現在で 25 件となっております。ちなみに平成 25 年も 25 件、平成 26 年は 30 件の届出がありました。

申請者のほとんどが「不動産業者」や「建設業者」などが主で、「宅地分譲」や「建物の建築」に関わる「土地の形質の変更」や「延床面積 1000 m²を超える建築」による届出が主でした。また、昨年の審議会以降ですね、本日までの届出の中では違反物件がございませんでしたので、本審議会で審議していただく物件等はありませんでした。

今後も、千曲市景観計画について市民の皆さんや施行して頂く業者さんなどへの周知を徹底するなど、ご理解をさせていただいてですね、素晴らしい千曲市の景観を維持向上できるよう、景観行政を行って参りたいと考えておるところでございます。

以上、景観計画区域内行為届出状況の報告です。よろしく申し上げます。

◎会長

ありがとうございます。ただいまの報告で何かご質問はありますか。

◎高村委員

今日は参加人数も少ないので 2 倍分話したいと思います。基本的に景観形成基準に則って都市計画課の方で適合しているか適合していないか判断されていると思うんですけども、この資料 1 だけでは、どういう基準で適合していると判断しているのか確認できないので、まあこの基準自体が実際の数値で示しているわけではないので判断は難しいため、結局担当者の判断に委ねることになるんですけども、それぞれの項目について、担当者がどういう基準で適合したから判断したというのを付けていただかないと、これで OK 出しましたと事後報告されても誰も確認できないという状況ですので、それぞれの物件でチェックシートがついていて、みんなクリアしましたというのをこれからは提示してほしい。

◎事務局

昨年の審議会でもお話ししましたとおり、判断に必要な書類を出していただくんですが、そこに建築物の図面、どのようなことをやるのかという内容説明の図面等を付けていただいて、例えば色の関係でしたら、景観計画の 81 ページに色がマンセル値で示してございますので、ここで図面で判断して、この後現場に行って更に判断するという形をとっております。もし届出の時と違っていれば、千曲市美しいまちづくり景観条例に基づき、景観審議会にかけてどう処理するのか審議していただくということで、審議会を設けております。

◎高村委員

色というのはある意味わかりやすいもので、他の項目を見ると、周囲に合わせるとか、結構ニュートラルなんですよね。それを一人の担当者が継続してやっていたらいいんですが、担当が変わるたびにそのニュートラルな部分がぶれてしまうと、意味のない計画になってしまうのかなという思いもありまして、例えば届出があったものをデータとして蓄積して、委員の方や一般の方がチェックできるようになっていれば、市民の方も景観に対して意識があがっていくのかなと思います。

◎事務局

わかりました。現在の規則の中でこのような運用をさせていただいておりますので、チャンスがあれば来年、景観形成の見直しを始めていくところですので、手続き的なところも高村委員さんの考えが反映できるような規則や、手続き方法が考えられればな、と思っております。ただ、現状、事務手続きはそのような規則になっておりませんので、今回資料としてつけなかったのですが、委員の皆さんにもどのような基準で合格になっているのか、わかりやすいものがあれば検討していきたいと思っております。そのような内容についても、来年度の景観計画の見直しの中で規則的なものも、委員の皆さんから提案していただければありがたいかなと思います。

◎会長

来年度の見直しに回すことないんじゃないですかね。これは事務的な手続きですから、変えていったほうがよくないですか。資料 1 に 1 列欄を増やしたり、項目を増やすだけでわかりやすくなって、委員の皆さんもいよいよってなると思うんですよね。それがいいから、場所もわかんないし、重点地域に入っているのかもわからない。パッと一目瞭然になるように変更していったらどうですかね。

◎事務局

そうですね。少し検討させていただきます。資料 1 の下に一件一件わかるようにさせていただきますと思います。

◎会長

大部なものでなくていいので、わかりやすい表にさせていただくことが大事なんじゃないですかね。

◎部長

仰るとおりで、例えば、行為の場所もこんなに細かなくていいので、区域内か区域外だけわかればいいと思いますし、チェックシートを付ければ一目でわかりますので、要綱

等は特に変えずにそのような方向で検討させていただきたいと思います。

◎会長

ぜひよろしくをお願いします。

ほかにございますかね。

私の方からお聞きしたいのですが、今まであまり太陽光発電施設の目的の行為は出てこなかったと思いますが、これは資料にもありますようにあとで審議することに関わってきますが、例えば屋根ではなくて通常の敷地に作ることにに関して、周辺からの意見や苦情等はないんですかね。

と、言いますのは、他の市町村、例えば山梨県ですとか県内の市町村もそうですが、メガソーラーになってくると周辺との景観が盛んに問題にされて、裁判にもなったケースもありましたので、これからもかなり大きな問題になってくるのではないかと考えています。去年の審議会のときだったと思うんですが、太陽光発電パネルについての検討をやってほしいとの意見があったと思うんですね。そのようなことも踏まえると、これから起きる問題について事前に検討しておいた方がいいのではないかと思います。太陽光発電パネルもどのように作られているのかを市のほうで把握することが必要なんじゃないでしょうかね。これは設置者からの申請ですけども、周辺からの苦情等は問題ないんですかね。

◎事務局

昨年、1,000㎡を超える大きなものは2件ありまして、今年は大きな開発であがってきたものはございませんでした。千曲市では景観の届出の他にですね、開発事業についての届出もありますので、そちらのほうとも併せて見ているんですけども、大きな開発がないです。また、市民の方からも太陽光発電施設に対しての苦情等は、都市計画課や建設課のほうには寄せられておらず、また環境課のほうにもあがりません。

◎部長

少し付け足しますと、今話がありました大規模開発の審査会がございます。そちらのほうの要綱では書かれていないんですが、先程先生が仰った裁判にもなっている事例もございますので、千曲市では大規模開発行為の中では、基準ではないんですけども、近隣の同意、光が反射すると思われる範囲の同意ですね、区長さん等を通じてコンセンサスを取りなさいという指導は行っております。ただ、1,000㎡を超えないものにつきましては、現在基準がございませんので、内部で資料を集めているところでございます。また、個人の屋根に乗っかっているもの、これについては規制は難しいのかなと現在収集したデータでは判断しておりますが、もう少し情報を収集していきたいと思っております。

◎会長

資料1にあがっているのは2件ですけども、1,000㎡を超えるものだとどのくらいの発電量なんですか。他の市町村の景観計画ですと、発電量含めて検討されているところもございまして、面積だけの問題ではないと思うんですよね。なのでどのくらいの発電量なのか、何枚くらいのパネルがあるのか、それがわからない。出来上がった後にえらいこったとならないように、または景観重点地区でそのようなことにならないような仕組みを作っておくことが大事ではないかと思うんですよね。

◎部長

仰る通りだと思いますので、引き続き情報収集を行っていきたいと思います。ちなみにこの2件につきましては、平和橋の両岸に作られたものになります。開発行為審査会の中では、パネル枚数、発電量、全て情報を提供していただいて審査しております。

◎会長

これ、ちなみにどのくらいなんですかね。

◎部長

すいません、手元に資料がございませんので、この会が終わるまで資料を用意させます。

◎会長

よろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

これはこういう届出があったと、それから事務的にわかりやすい形式に整えていただく、それをぜひよろしくお願いいたします。

それからこの会の議事録はどうなっていますか。

◎事務局

議事録はとっております。

◎会長

そうですか。それでは次に入ります。

(2)「千曲市景観計画」等について、事務局からお願いします。

◎事務局

先程に引き続き、洞田のほうから説明させていただきます。

今現在、議論がございましたけれども、景観計画についてなんです、昨年度の審議会の中で、木村先生の先程の挨拶にもありましたように、景観計画を平成21年に作って、まあみなさん委員の皆さんは隅々まで頭に入っているとは思いますが、代表して先生から、そろそろという話がありましたんで、中身としては、姨捨が文化的景観になっている、稲荷山も重伝建になっている、歴史的風致維持向上計画ができあがった、ということで、本当に景観計画を見直した方がいいのではないかという話が出ていましたので、昨年やりたかったんですが、予算を確保することができませんでした。今年、担当の安藤がですね、1年かけて他の市町村の景観計画を勉強していて、中身をどうするか勉強しているところでございます。それでも木村先生の仰る通りですね、早めに景観計画を見直さないといけないところでございまして、現在は姨捨しか重点地域の設定がございませんが、稲荷山が重伝建になったことからですね、稲荷山も重点地域に入れてもいいような時期になってきたかなということで、景観計画の見直しの来年度予算要望をあげたところでございます。その中でもですね、市の中では立地適正化計画というコンパクトなまちづくりをするという指針も作っております、都市マスタープランも来年度見直しをする中でですね、その土台にある総合計画も第二次ということでスタートしますので、ぜひこの景観計画も見直したいということで財政にも強く働きかけているところでございます。つきましてですね、この審議会では素案の段階から一緒になって考えていただきたいと思っております。最後に諮問を受けさせていただきます、みなさんで景観計画を作り上げていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、千曲市美しいまちづくり景観条例の改正ということで、先程も何回も太陽光発電について話が出てきておるんですが、この度、長野県では太陽光発電施設の急速な導入に伴う景観面の影響を考慮し、太陽光発電施設の建設等を追加する長野県景観規則の一部改正を行うということで、12月1日より施行して、来年1月1日以降の物件から適用するよう準備をしております。つきましてはですね、市も長野県の景観規則に準じておりますので、県と同様に規則の一部を改正するよう手続きを進めております。内容としましては、お手元の資料2のとおりでございますが、太陽光発電施設の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更について、景観形成重点地区、千曲市の場合は姨捨地区ですが、築造面積20㎡を超えるもの、その他地区は築造面積1,000㎡を超えるものは、新たに景観計画の届出対象行為になるというものです。なお、太陽光発電施設は、一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは今まで通り届出が不要です。施行期日は県と同様の12月1日とし、経過措置を設けて適用については平成29年1月1日以後に着手する物件からということになります。告示につきましては、本日、この会の終了後に速やかに行い、市民・業者への周知は、市報12月とホームページへの掲載

を進めております。

以上が、県の規則改正に伴う市の規則の一部改正でございましたが、先程木村先生よりお話がありましたように、県内、最近では上田市などですね、他市で大きな景観問題になっていることから、今回の規則一部改正とは別に、駒ヶ根市や茅野市のように独自の太陽光施設に関する規則を持っているところがございますので、千曲市においてもですね、同様の議論がございましたが、どのようにしていったらいいか、皆さんから意見等を出していただいて、計画に反映していきたいと考えております。

県の規制改正に伴って、太陽光発電施設についてより深く考えていきたいという意向ですので、今後ともよろしくお願ひします。以上でございます。

◎会長

今の報告は2つあると思います。1つは、千曲市の景観計画そのものの見直しで、見直しに当たって何を見直していくのかというのが一番大きなことでして、これを見直しました、とぼんと原案を渡されて議論するのではなく、今どのような状況で何が問題だから見直すのか、そういう点を明確にしていかなければならないと思います。本日は報告ではありませんけれども、皆さんのごつくばらんにご意見もいただいて、それを見直しの検討材料にさせていただいて、じゃあどうしたらいいのかをまた提案していただく。こういう形になりましただけで審議会で審議するのは十分ではないのではないかな、と私は思っています。その辺についても皆さんに意見をいただきながら、事務局にその部分についてお願いしながら、素案を考えていただけたらなと思っております。

もう1つは、景観の大きな問題になっている太陽光発電の施行規則の改正ですね。これはこの審議会で、規則の改正が決まったよ、ということですか。

◎事務局

県の施行規則に準じてますので、県と同じように改正したいということでございます。条例の改正がありましたら審議会の方に諮りたいのですが、規則はそのまま改正をしたいということでございます。

◎会長

それについて良いか悪いか、審議会にかけられているわけですか。

◎事務局

報告でお願いしています。

◎会長

報告ということは、認めるということですか。

◎事務局

そのようにお願いしているということです。

◎会長

わかりました。

ということで、2つの問題について議論したいと思います。

まず、最初の景観計画そのものについての見直しの件ですけども、いかがでしょうか。

今の景観計画では、重点地区は姨捨しかあがっていませんし、景観計画作る段階でも、これから姨捨だけでなくほかの地区も重点地区に検討すべきだということで、一応計画ができたんですよね。その後、あまり進んでいませんので、そういう点はどのあたりがどうなのか、そのあたりも素案としてあるんですか。そこが第一点です。

それと基準ですね、基準はこのままでいいのかどうかということもあろうかと思いますが、いかがですかね。

◎越委員

この数年で、稲荷山の重伝建に認定されたこととか、姨捨も重要文化的景観に認定されたりとか、すごく景観としては画期的だとは思んですけど、そういったものを受けて景観計画はもう一回見直されるべきだと思いますし、あともう一つは、歴史的風致維持向上計画、去年の審査会の時は、まだ申請中という段階のプリントはいただいたんですが、その後の事後報告がなくて、冊子をいただけないかなということと、それがどういうふうに景観計画に絡んでくるのか具体的に教えてほしい。どの範囲のことを言っているのか、具体的に住民にとってなにがよくなるのか。あともう一つ、総合計画の策定の協議会にも入っているんですけど、まちづくりについて画期的な認定をされたにも関わらず、総合計画の方に反映されていない印象を受けていまして、大きな面的なまちづくりに直結することなので、本当は総合計画に絡んで反映される重要なことで、市民にとってはとても大きな出来事で、でもなかなか市民は知らなくて、何が具体的に変わるのか見当がつかなくなったりするので、その辺を教えていただきたいと思います。

◎事務局

木村先生はこの会から歴史的風致維持向上計画の協議会の委員として選出させていただいてですね、協議会を開いて冊子として出来上がりまして、この5月に国の認定を受けたところでございます。歴史的風致維持向上計画の中の風致という言葉があるんですが、この定義が国の方で決まっております、歴史ある地域の中で建物、少なくともそこに50年は存在するということが一つの条件、もう一つがその建物の周りを住民が守っている、例えばお祭りをしているとか、その建物を使わずずっと営みをしているとか、そういう条件

がなければ風致とは呼ばないということになっておりまして、稲荷山でしたら街道があったり蔵の町がありますので、それ自体が風致になるということで指定されております。それから八幡であれば松田家についても同じことが言えます。それから善光寺街道西往還については、酒屋さんの部分がそれにあたります。また、姨捨の棚田もずっとそこに田んぼをやっていた営みがあるということで風致である。また戸倉上山田温泉の中でも笹谷ホテルの豊年虫という建物があったり、水天宮と呼ばれるお浄めの儀式を千曲川で行うので千曲川の部分、それから季節的なものですが、つけ場の部分についても千曲川の風致ということで、川西の部分が主なんです、川東の部分も雨宮の御神事や將軍塚の関係、それから寂蒔の古い堤防の関係、それらの風致を守っていこうね、というような計画でございます。ですので、景観計画の中でも歴史的景観をですね、維持向上計画の中でも守っていこうねということでもありますので、同じように景観計画の中でも歴史的風致のあるものについては景観を守っていこうということは謳えるのかなというふうに考えております。同じようにリンクしてですね、古きものを守っていく景観を景観計画の中に盛り込んでいけることは確かなと思っております。

あとは、総合計画とのリンクの話ですが、私の立場ではものを言えないですが、ただし、歴史的風致維持向上計画は下の個別計画として考えておりますので、総合計画のほうではおそらくですね、千曲市の10年間の方針はこうだよ、というのを描きながら、その下の個別計画の歴史的風致維持向上計画ではっきりと、計画では第6章がこの地域をこういうふうにやっていくよという個別の計画がありますので、そういうところで総合計画で具体的に示しているものはそこで表しているのかなと私自身は考えております。

◎課長

すいません、追加になります、総合計画の中で通常の個別計画がないものについてはできるだけ細かく謳いますと、個別の計画があるものについてはできるだけそちらを見てくださという意味合いになっていきますので、名称は載せてあるけど詳しくは謳っていないというのが実情かと思えます。なぜかと言いますと、片方は10年間の計画、他の個別計画は3年や5年で動いておりますので、その個別計画の方で直近の計画を見てくださというのが趣旨でございますので、どうしてもそのような形ということでご容赦願いたいと思います。それから、歴史的風致維持向上計画が決まりましたので、先程洞田のほうから話がありましたが、景観計画の見直しということで昨年度も予算要望したわけですが、要は歴史的風致維持向上計画が決まったところで落ち着いてやりなさい、というのが上からの指示だったと思えます。その中で、歴史的風致維持向上計画が決まった段階で景観計画を変える必要があるということで来年予定しております。

◎会長

そうすると、歴史的風致維持向上計画との調整とりながら、その範囲内で景観計画を変

えるということなのか、歴史的風致維持向上計画の部分は、設定の計画づくりをしておかないとその範囲内の事業ができませんよと、国交省関係の事業を取ることができないからまずやりなさい、そういう意味があると思うんですよね。そのような点だけではないので、それにプラス景観計画独自で、これから問題になるであろう重点地区の選定であったり、色々なゾーニングに基づいて、例えば農村地域であるならば農村地域の景観はどうなのかとか、そういうものの検討がなされないとまずいと思うんですよね。それは片方で、今、総合計画の話がでましたけども、農業農村基本計画が市で作られていますし、また観光計画も作られている、そういったものとの整合性をどう見るかというのが、景観計画ではこれから問題になるのかなと思いました。

一度、事務局のほうで検討されて、どんなことを景観計画の改定で狙っていくのかの素案を出していただいて、議論したらどうですかね。

◎事務局

そうですね。現在、調査研究を行っておりまして、素案のほうを今やっておりますので、来年度と言わず出来次第ですね、審議会開いて、まずみなさんにこの方向性でいいかどうかを見ていただいて、こういうことが言いたいんだよというのをその中で議論していただければと思います。

◎会長

そうですね、そのようにしていただければと思います。

◎高村委員

やはり景観って情緒的に捉えられすぎている気がしていて、震災前の景観計画と震災後の景観計画が同じ流れでいいのか、すごい気になっていまして、昔から情緒的なことで景観が成り立ってきたわけではないので、ハザードマップですとかそういった安全面がベースにないと、ただ表面的な景観形成になってしまうと思うので、そういったものを計画の中で見える形になれば望ましいと思います。

◎会長

それは強く感じますね。姨捨でも同じことが言えると思います。姨捨でも何年か前に豪雨で崩れたことがありますので、そういったことも考えて、景観と防災とのマッチングをしっかりと考えていく必要があると思いますね。そのようなことも含めて、一度素案を出していただいて、検討するということがいかがでしょうか。

◎事務局

はい、わかりました。

◎会長

報告ではなく、違う形で集められるようにしてください。景観計画についてはそういうことでよろしくをお願いします。

もう一つの景観の規則の改正についてですけども、これは太陽光発電施設についてですね。県がガイドラインは面積で出しているんですか。

◎事務局

はい。重点区域は20㎡、その他の地域は1,000㎡を超えるものとなっております。

◎会長

他の市町村で、例えば駒ヶ根とか箕輪とかでは、発電量でやっていますよね。畳一枚でおよそ250kwくらいですよ。

◎課長

おそらく学校に乗せるものと住宅に載せるものは大きさが違うと思うんです。学校のものでは畳一枚分のものを載せていますが、住宅に載せるようなものはそれよりも小さい面積ですよ。

◎会長

屋根がある限り載せればいだけですから。要は面積なのか面積と発電量のセットなのか、おそらく箕輪が一番キツイと思うんですが、10kw以上の発電のものについては届出をしろとなっている。上田で検討しているは、作ってはいけない地域をつくるとか、茨城県ではどういうところは作ってはいけないとかはっきり言っていると聞いているんですが。だから千曲市はどちらで行くのか。県が言っているから千曲市も同じ内容でいいのかどうか。せつかく千曲市は姨捨や稲荷山、あんずの里等、景観に優れた部分があるので、県のとおりいいのかどうか。検討の余地があるのではないかと僕は思います。メーカーによって大きさや発電量は変わってきますけど、やはり突如隣にできたりとか、または景観地区内にそういったものができて、というのは、せつかく作ってきた景観が台無しになることもあります。山梨県の北杜市はすごい数の太陽光発電施設が立ち並んでいます。そうならないためにも早いうちに市が主導権取っていく必要があるかと思います。

◎事務局

そうですね。素案を作る段階で、太陽光発電についても駒ヶ根や茅野を調査して、面積なのかということもあったり、例えば、製品の性能によって面積で規制したほうがよかったりだとか、両方一緒に規制するとか、そういったことを今研究して素案を

作っている段階であります。

◎会長

それも、届出にするのか規制にするのか、市町村によってみんな違ってますよね。そこ市としてどういう姿勢なのか、大きく問われる部分になると思うんです。ということは、審議会が問われているということになるんですがね。そういうことも含めて、早めに検討されたほうがいいのではないかと思うんですよね。

この規則はこれで行きますけれども、改正が必要ならまた改正するというのを前提として認めるということよろしいですか。

(委員 異議なしの声)

はい。それではこれは認めます。

次に、(3) 新庁舎・体育館及び立体駐車場について、事務局からお願いします。

◎事務局

前回、前々回とですね、審議会の中で、公共施設においても景観についてしっかりと配慮しているのかどうか、それについてお聞きしたいということで、ちょうど新庁舎を建てるということで、その辺についてもですね、ある程度形等が見えたところでお話しを願いたいとありましたので、今回概要が固まりましたので説明させていただきたいというふうに考えております。

それから現場にもですね、たまには見てみたいという話もありましたので、本日寒いですが体調を見て行ける方は一緒に現場のほうみていただきたいと思います。

先程課長の方から申し上げましたとおり、今日同席を許されております、新庁舎建設室と鹿島建設の方から説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎新庁舎建設室（島谷）

まずはじめに自己紹介をさせていただきたいと思います。私は新庁舎建設室の島谷守と申します。よろしく願いいたします。

◎新庁舎建設室（岡田）

同じく新庁舎建設室の岡田と申します。よろしく願いいたします。

◎新庁舎建設室（桑原）

同じく新庁舎建設室の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

◎鹿島建設（岩下）

建築の実施設計を担当しております、鹿島建設の岩下と申します。よろしくお願いいたします。

◎鹿島建設（野村）

同じく鹿島建設の野村と申します。よろしくお願いいたします。

◎新庁舎建設室（島谷）

それでは準備がありますので、準備が出来次第、説明させていただきます。

（会場準備）

◎新庁舎建設室（桑原）

担当します、新庁舎建設室の桑原と申します。本日、新庁舎と新体育館の実施設計及び建設工事を請け負いました鹿島建設さんの担当者が説明させていただきますけども、現在、平成30年度末の完成に向けて、まずは実施設計の段階で、設計の詳細について詰めているところがございます。お手元の資料の議事に（3）新庁舎・体育館及び立体駐車場について、とございます。立体駐車場につきましては、詳細な設計をまだ実施していないため、今回の説明内容には含まれておりません。今後、実施設計を別途発注いたします。その段階で詳細が決まってきたら、改めて説明させていただきたいと思っております。

お配りしました資料3では、2枚目以降の立面図が白黒となっております。今後の実施設計や建設を2年ほどかけて進めていくんですけども、色彩等につきましては、まだまだ変更が生じる可能性がありますので、今回の資料は白黒とさせていただきます。あらかじめご了承いただきたいと思っております。ただし、映像のほうではカラーの資料をご用意させていただきましたので、色彩等についてはそちらでご確認をいただきたいと思っております。

また、緑地の計画もございますが、植栽の樹種等につきましても、現在、外構設計を別途行っております。そちらにつきましても、詳細が決まりましたら改めてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、鹿島建設さんのほうで、計画について説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎鹿島建設（岩下）

それでは説明させていただきます。お手元の資料を元に、主に映像のほうで説明したい

と思います。鹿島建設の岩下でございます、よろしく申し上げます。

画面は敷地の現況の写真になります。左上、北東側からみた計画地の全景でございます。現更埴体育館をご利用いただきながら新体育館の工事を行うために、新体育館範囲に仮囲いを設置しております。左下は北側国道側から、右上は敷地内西側から、右中は敷地南東市道側から、右下は敷地北東市道側から見た現体育館になります。この体育館をご利用いただきながら、先程の仮囲いの中に新しい体育館を建設する予定になっております。北側の国道は、先程話題になりました、稲荷山地区から千曲橋を介してなだらかなカーブを描いているのが特徴的な敷地形状です。また計画地周辺は山々の稜線が広がり、冠着山への眺望、のびやかな千曲川が景観の特色となっております。

次に配置計画を説明させていただきます。お手元の資料の1ページ目になります。これは土地利用計画図です。赤色が建物、水色、黄色、紫色が舗装、緑色が緑地部分を表しております。敷地西側に2階建てのアリーナと柔剣道場、東側に5階建ての庁舎を配置し、北側の国道沿いに二つの棟を繋ぐ、ガレリアと呼んでおります2階建ての連絡通路空間を配置しております。体育館と庁舎の間には、こもれびテラスと呼んでおります、屋外空間があり、市の開催するイベントなどに使われる計画となっております。敷地南側には屋外駐車場、車寄せ、バリアフリー駐車場を配しております。これを取り囲むように、敷地周辺に附属棟、緑地スペースを配置しております。

こちらの画面は、敷地北東上空から見た完成予想図です。画面右側が体育館のアリーナ部分、画面左が庁舎、画面中央部に二つの施設を繋ぐガレリアです。ガレリアは画面右側の千曲橋から、また反対側の屋代駅方向からのアイストップとなるように、国道の緩やかな曲線にあわせてカーブをさせております。計画地周辺には住宅エリアが広がっているため、視覚的圧迫感を低減するために、建物のボリュームの分節を基本コンセプトとしております。また主体となる色彩は、周辺環境との調和を図るために、グレー系のモノトーンとしております。仕上げ材は華美な要素を排除して、シンプルで素材感を活かした仕上げ材とし、凹凸のある材料を用いることで、陰影のある奥行き感のある表情となるように図っております。

こちらの画面は北東側、人間の視点からの完成予想図です。左側が新庁舎、右側が新体育館のアリーナ部分、中央部がガレリアです。新庁舎は明るいオフホワイトの外壁の帯を積み上げることで、水平のラインを強調した構成としています。帯と帯の間は、堀を深くした窓、開口部とすることで、横にのびやかな印象の外観としています。体育館は大きなボリューム感を分節し、周辺への視覚的圧迫感を低減するために、上下二層の構成とし、さらに上部の大きなボリュームを二分割して圧迫感を低減するデザインとしています。ガレリアは新庁舎と新体育館とのつなぎの存在として、二つの施設をまとめる外観としています。下部を内部と外部の連続性を意識したガラス開口とし、ガレリア内の活動や、にぎやかな人の活動を外部に発信するようデザインしております。上部の開口は、森の木に木立を模した縦長の窓とし、国道側から見た新庁舎と新体育館の異なる水平デザインを融合

させるデザインとしています。

次に立面図で、外壁仕上げ材、色彩計画の説明をいたします。お手元の資料2ページからとなります。

こちらは北側国道側からの立面図です。左側、新庁舎の外壁はコンクリート性の押出成型セメント板を採用し、横リブ形状とすることで、水平ラインを強調した表情豊かな面構成とします。屋上の設備置場の目隠し壁はアルミルーバーとし、軽快感のある外観を作ります。右側、体育館はボリューム感を抑える軽快な材質として、グレー色の金属製の波型外壁とし、上下のボリュームを分節しております。耐候性のあるフッ素樹脂焼き付け塗装を施し、反射率をさげ、周辺への反射光の低減を図っております。1階部分は安定感のある濃い色調とすることで、併せてシンボル性のあるシンプルな形態としております。中央部のガレリアは、アルミ材を不規則なリズムで組み合わせた、縦の単独のスリット窓が連続する特徴的な外観として、新庁舎と体育館の水平基調のボリュームと、二つの異なる機能をもつ施設を緩やかに連続的に統合することを図っております。

こちらは西側立面図です。中央が体育館・アリーナ部分、右側が柔剣道場です。上部のボリュームをスリット開口部により分割し、周辺への圧迫感を低減し、凹凸のある波型金属パネルにより、奥行きのある外観としています。

こちらは南側立面図です。左から体育館、柔剣道場、中央にこもればテラス、右側が庁舎です。庁舎1階には、車寄せ、バリアフリー駐車場を設けており、来庁者を迎えるシンボリックな設えとしております。

こちらは東側立面図です。中央部が庁舎、右側がガレリアになります。画面では、ガレリアの曲線の壁が屋代駅方向からのアイストップの役割を果たしていることを示しております。

こちらは中央の外部空間、こもればテラスから見た、体育館東側立面図です。1階の開口部はこもればテラスと一体となるよう、連続するガラス扉となるようにしており、イベント時にはテラスと一体利用できるよう設えております。

こちらは、こもればテラスから見た庁舎西側立面図です。画面左側、庁舎と体育館を2階で繋ぐ外部連絡通路となります。こもればテラスと視覚的連続性を持った外部空間としております。

最後になりますが、画面は配置図と1階平面図を合成した図面です。先程質問がありましたように、新体育館は実施設計の最終版、新庁舎は年明けから実施設計が本格化します。そのため変更となる場合がございますので、ご容赦ください。

以上で説明を終わります。

◎会長

ご質問等ございますか。

◎越委員

周辺の住居に圧迫感を与えないと何度か仰っていたのでそういうところはいいなと思うんですが、このギャラリーというのは、良くも悪くも目立つんですけど、これをアルミやRCにするというのは、すごく冷たい感じがあるんですが、この辺の色を千曲市らしさを表現することはできるんですか。

◎鹿島建設（岩下）

細かい色味はこれから決めていくんですが、RCの部分は植栽で隠れますので、見えてくる道路からの風景としてはガラスの面があって、上にスリット上のアルミスパンドレルの外壁があると、それがリズムで分割して非常に特徴的な空間を作っております。アルミの色味についてはこれから考えていきますが、ただここは素材感を活かしたいと思っておりますので、逆に1階の開口部、このガラスサッシはですね、県産材の木方立を使った温かみのある開口部を今検討中でございます。人の視線に一番近いところに木を使った温かみのある表情と上部の部分をまとめ上げるような細やかなデザインの展開を検討しています。

◎越委員

建物のこの筋はどういった素材を使うんですか。

◎鹿島建設（岩下）

これは筋ではなく、開口部です。夕景夜景になるとここから光がこぼれまして、かなり印象的になります。中が垣間見えるようになっています。

◎高村委員

色とか形は見る方によって個人差があると思うんですけど、景観審議会なので、これは景観審議会にかかる物件なのか。それで何も問題なければ担当の方で、規則にのっとっているからいいですよ、ということなのか。その辺の意見をお聞きしたいんですけど。

◎事務局

建物の床面積は 1,000 m²を超えております。それから建物を建てる際は、敷地の掘削がありますので、土地の形質の変更もございます。基本的には景観法の届出は必要ということで、開発審査会でもその旨は伝えてあります。

◎高村委員

今までみたいに、担当課のほうでチェックして問題なければ審議会に通さずに建てられるわけですけども、その辺はもうクリアしていると思いますか。

◎事務局

先程の説明にもありましたように、色についてはまだ決まっていないので協議中ということになっておりますので、結果は出ておりません。

◎高村委員

結局、それが色だけでないと思うんですね。だから、担当者はどういう基準を根拠に判断してクリアしたのかということを確認にしていかないと、後から言われぬように審議会にかけておくかみたいな形になってしまう。根拠をどういう理由で判断したのかを丁寧に積み重ねていったほうがいいのかと思います。

◎石井委員

私もその意見に賛成なんですけど、今回の庁舎の建設にあたりまして、まず基本計画があって、コンペなりプロポをやって、基本設計があって、今回初めて鹿島さんの実施設計が進んでいると思うんですけど、私たち景観審議会に説明があったというのは基本計画の段階でも何もなかったし、基本設計の段階でもただ市報に載っている記事を見ただけという状況です。この景観審議会が報告だけでいいとすれば、審議会関係ないと思うんですけど。

それともう 1 点、緑の関係について、これから外構設計これからということなんですけど、一つ留意していただきたいのは、この地域は住居系で、区画整理事業の中にあつた地域なんです。住環境をよくするというので、体育館のまわりにかなり大きな公園がありました。ところが今回の計画の中でですね、公園の面積がかなり減っていると思われるんです。私も区画整理の計画の中では、都市計画法の中で公園の面積まで規定されていると思います。その減った分についてどうなっているかお聞きしたんですけど。また、用途地域も変えられと思います。その辺についてご説明していただければと思います。

◎事務局

まず、用途地域の関係で、昔千曲児童公園と呼ばれていた、今千曲街区公園と呼ばれていますが、庁舎の建設の件に伴って近隣商業地域に変えさせていただきました。その用途地域の枠がございまして、やたらむやみに近隣商業地域や住居系を増やすとか、そういうことができません。県との協議のうえで設定するんですが、近隣商業地域の面積は屋代駅の北側の街道の東側にあつたのですが、その部分についてはだいぶ商業がなくなってきていまして、住居系になってしまったということで、一部営んでいるところもございまして、第 2 種住居地域にさせていただいて、その近隣商業地域の部分を今回の体育館のところに充てさせていただいたということでございます。

それと公園の部分についてはですね、区画整理で 36.5ha やつたときに、6%の公園を作らないといけないよということで、千曲街区公園も入っていたんですが、県との協議でそ

の減った分をできれば区画整理事業の範囲内で確保しなさいということで、尾米ポンプ場の南側に五十里公園があるんですが、その公園の敷地を拡大するというで、ポンプ場の北側、今は資材置き場となっておりますが、そこを五十里公園の拡張分ということで面積を確保して都市計画決定をさせていただきました。このようなことから、区画整理事業範囲内に 36.5ha の中の 6%公園を確保しているということでございます。ただし、公園化するのには市役所の予算的な部分で少し後になるんですが、現在都市計画決定されている面積としては、そこで確保をしております。

◎石井委員

わかりました。小さい頃からこの地域に住んでいるものとしてはですね、区画整理に協力した関係もありますので、ぜひ市庁舎のまわりの公園を充実したものにさせていただければと思っております。ありがとうございました。

◎会長

ほかにごいませんか。

すいません、私がまったく承知していないだけなんですけど、これは総事業費はどのくらいですか。

それと、防災との関係、千曲川との関係はどのようになっていますか。

◎新庁舎建設室（島谷）

基本設計の時点での金額なんですけど、99 億円になっております。

それから千曲川のハザードマップの関係ですが、いろいろ議論する中で実際 3.6m 浸かった場合、1 階までは水についてもそれ以上はつかないように考慮して、1 階の階高を 5m ほどにして、発電機などの重要な機器は屋上に設置して非常時でも動くようにしております。それから庁舎は防災拠点という位置づけになっていますので、その拠点を 4 階に設置していざというときに備えるようにしています。

◎会長

ありがとうございます。

◎高村委員

防災がらみなんですけど、最悪の状況になった時に防災拠点となりうるのか。これは景観と直接は関係ないですが、まず、そういった不安があるところに拠点となりそうな施設を持つてくるのは根本的にもう少し慎重に考えた方がよかったなと思うのと、先程、圧迫感という話がありましたけど、それも個人によって捉え方がいろいろなんですけど、空がどのくらい見えるかなどの天空率ですとか、それで圧迫感を示す指標の一つかと思うんです

けど、そういったものを数値として出していただけると他と比べてこのくらいの天空率で圧迫感を抑えていますという指標の一つかと思うので、数値化するのも一つの手かなと思いました。

もう一つ、景観計画の中で音の関係について入れていただきまして、これだけの壁面になるので反射すると思うんですけど、音環境に対してもどれだけ影響が出てくるのかということもご検討いただけたらと思います。

◎新庁舎建設室（島谷）

最初の点なんですけど、仰る通りの意見もいただいたんですけど、まずそういう水害に対して避難所という位置づけではなくて、避難は防災計画にのっとって高台に避難する等の措置を取りながら、防災拠点として庁舎は位置づけた方がいいのではないかという判断をさせていただきます。

2つ目と3つ目の点については、詳細な検討も進めながらまた説明できる範囲で説明できればと思います。

◎部長

追加でいいですか。防災の話なんですけど、千曲川の決壊以外にもこの両側の山というのは非常に脆くてですね、ご存じ西山は地すべりもする、こちらは急傾斜ということで、地震による土砂崩れも想定されていますので、避難所につきましては市内に複数箇所設けてございます。災害の種類によって複数避難箇所があるということで、庁舎だけがすべてではないということをご認識いただきたいというのと、先程の話、最初の話と同じなんですけど、確かに目に見えない景観等ございますので、それについては早急に、担当者が入れ替わっても同じ目線で判断できるようなチェック項目が作れるかということについては検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎越委員

植栽計画についてはこれからということですが、長野市でも長野オリンピックのときに道がたくさんあいて、街路樹にこの地域にそぐわない白樺をとにかくたくさん植えて、市で一番多い木が白樺になってしまったんですけど、そういった意味でどういう樹種を植えるのかについて大変関心があるんですけど、その点についてはある程度出ているんでしょうか。それともこれからなんでしょうか。

◎新庁舎建設室（島谷）

それにつきましては、現在ある樹木を伐採する際も含めまして、市の環境市民会議に相談しまして、そちらで樹木医さんをはじめ地域の樹木の専門家の方に見ていただいて、判断させていただきました。これから作る外構設計に関しましても、地域に自生するような木

を優先的に選びながら、更に四季折々のことも考えながら千曲市らしさを出していければと考えております。できるだけ外来種とかを取り入れないで自生する植物を中心にという考えはありますので、よろしくお願いします。

◎会長

よろしいですかね。そうしましたら体育館および新庁舎の計画については報告を受けたという形でよろしいですかね。今出たような意見も含めて、また事務局でも検討していただくことを一つお願いしたいと思います。

ほかに全般的なことはありますかね。

これ公共の建物で、例えば稲荷山が重伝建になっている中で、稲荷山養護学校の色彩とかあれは変えられるんですかね。建ってから長い年月が経ちまして、外壁の塗装の変更があったりしますよね。その時に景観計画にあわせていい色にしてほしいということ、市としては言えないんですかね。

◎部長

あの建物ができるときにひどいじゃないかという話を担当にしたこともあるんですが、当時の知事のご指名であの色になったそうです。でも知事さんも変わりましたし、稲荷山に調和するよという旨は最初の段階からお願いしてありますので、もしまた塗り替えるときがあったら対応してくれるのではないかと考えておりますが、またその辺も情報が入り次第申し込んでいきたいと思っておりますが、やはりあれも税金でつくられたものですので、機能が低下しない段階での塗り直しというのを向こうもなかなかやりづらいところもあるのかなとは思っています。ですが、市としては最初からそのような旨は申し込んであります。

◎会長

わかりました。ぜひお願いします。

◎高村委員

稲荷山も有志での勉強会を続けてきたんですけど、県の景観のリーダー制度に登録しております、その時に色彩の専門家の吉田先生に来ていただいて、考え方とかお話を聞いたんですけど、ある意味そのくらいの専門性のあるアドバイザー的な人をこの審議会で招致して、基本的な考え方等について勉強会を審議会でやるのは難しいですかね。やはり色や形って主観的なところで好き嫌いと言ってしまうので、そういうところの客観性を持った視点というのを、専門性のある方に入っていただいた方がより深みのあるまちづくりができるのかなと思ったんですけど。

◎会長

今の話どうしますか。

◎部長

それは審議会の全体的な話でよろしかったですか。それなら新たなアドバイザーが入った方がいいのか、委員として入ってもらった方がいいのか、それについてはご検討させていただければと思ってます。今の提案は仰る通りで、専門家が多ければ多いほど審議会も充実いたしますので、検討させていただきますが、人数的な制限等もございますので、この場ですぐにお答えはできません。

◎会長

それについては今すぐに答えることが難しいと思うので検討していただくというところでお願いします。

◎越委員

意見で、新庁舎の色をこれから検討していくということですが、とても重要だと思うんですね。内外装含めてこれからたくさんの項目を設計士さんのほうで実施設計の段階で決めていくと思うんですけど、千曲市らしさをいかにだしていくかということだと思いますが、白鳥園の外壁がアルミですごく殺風景で、露天風呂入っていてもなんとかならないのかなというくらいアルミの壁が冷たくてつまらないんですけど、できちゃったから何も言えないんですけど、自転車道路の色が青色で市内中に青色のペンキが塗られていて、ああいうのも景観的にどうなのかなと思います。現場サイドであの色が決まって自転車道路とわかりやすいようになっていると思うんですけど、全体としてももう少し色調を抑えた色にできなかったのかなとか思います。素敵な色にしてくれるんだろうなと思っても、いつも後で、ああ、こういう色になったのね、ということが多いので、もう少し千曲市らしさというのを、もっと計画の中で演出していければ観光客も喜ぶと思うんですけど。間違いなくここがこれから千曲市の顔となっていきますので、ぜひその点を吟味しながら、途中もまた聞かせていただけるとありがたいなと思います。

◎会長

そうですね。最後にきて示すのではなく、途中途中で示してほしいですね。まあ、景観審議会もたくさん開かれるわけではないですが、これからやらなければならないことがたくさんありますので、そういう点も含めて絶えず情報を流していただくようお願いいたします。

それでは、(3)については以上で終わりにしたいと思います。いろいろ事務局に対して注文もでましたけど、ご検討をお願いします。

◎事務局

先程、宿題を仰せつかった太陽光発電について、一部訂正をさせていただきながらご報告させていただきます。

資料1について、先程、部長の報告で千曲川の両岸についてと言いましたが、それは前の年でございます。この部分については戸倉と雨宮について太陽光発電施設の設置があったということになります。戸倉の発電量は81kwで、パネルの大きさは1.62m×0.99mで300枚設置してあります。次に雨宮の発電量は49.5kwで、パネルの大きさは1.67m×1.00mで216枚設置してあります。メーカーによってサイズや発電量が違うということがございます。以上報告でした。

◎会長

ありがとうございます。このように枚数によって面積が変わってきますので、その点についてもご検討をお願いします。

また、審議会も年に1回ではなく、頻繁に開かれるようによろしくお願いします。事務局にお返しします。ありがとうございました。

(議事 終了)